

堺市民芸術文化ホールの建設工事 について

堺市文化観光局文化部文化課長
堺市建築都市局建築部建築課長
堺市建築都市局建築部設備課長
大成建設株式会社関西支店

1. 工事概要

用途 : 劇場

構造 : 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

建築面積 : 8,757.78m²

延床面積 : 19,650.35m²

階数 : 地上6階、地下1階

高さ : 36.41m

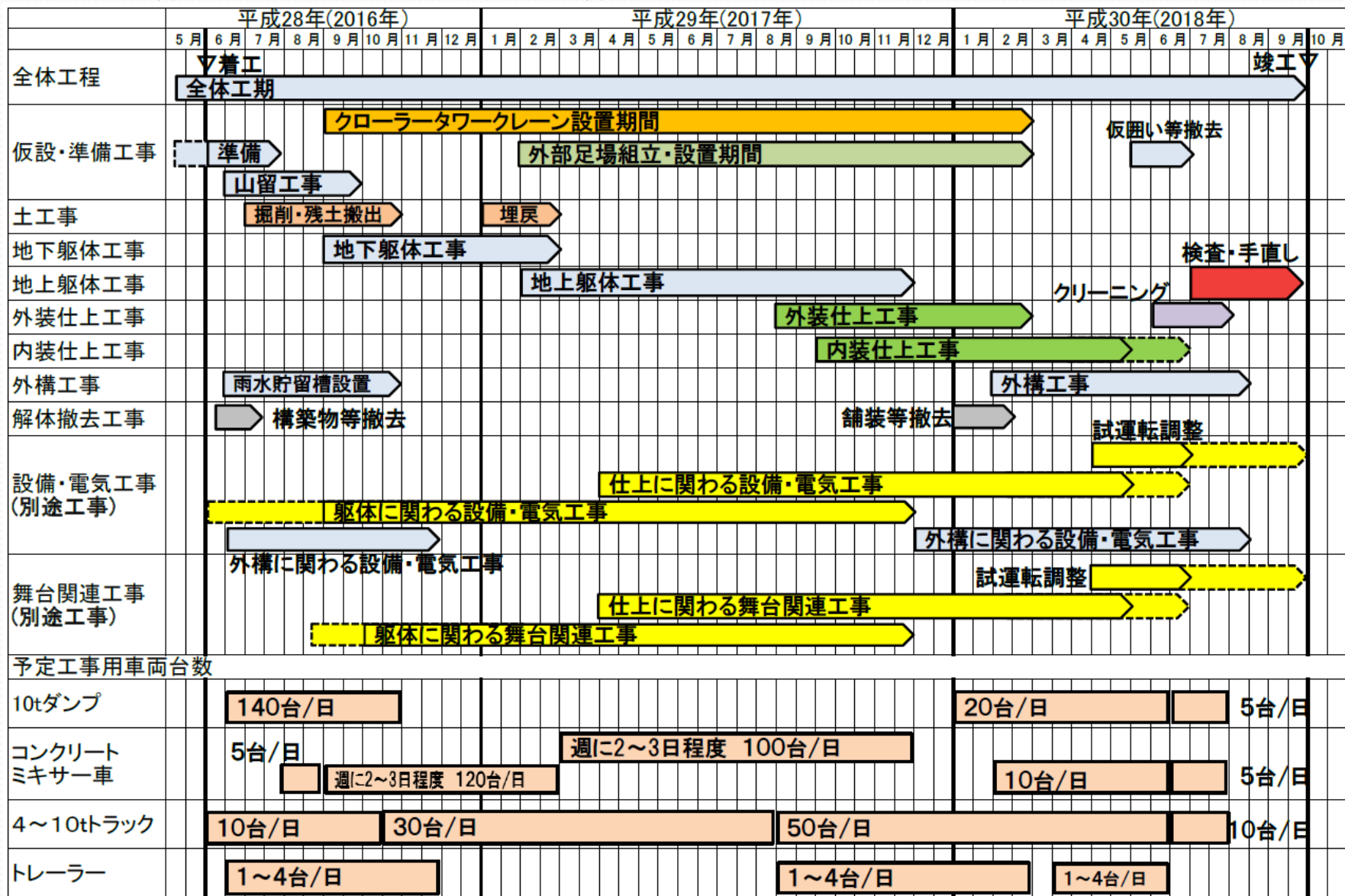
2. 工事場所

● 堺市堺区翁橋町2丁目地内



3. 工事期間

着工：平成28年6月 竣工：平成30年9月28日



4. 工事の連絡体制

工事実施の際、南側の出入口付近に担当部署、施工業者、連絡先を記載した工事看板を掲げ、施工いたします。

また、皆様からの工事に関するお問い合わせについては、次の連絡先でお受けします。

大成建設現場事務所の電話が開設されましたら、現場に掲示するとともに、自治会を通じてお知らせをします。

6月中旬開設予定

・大成建設株式会社関西支店

・現場事務所

・準備室

現場時間外用携帯電話

072-245-9215 (月曜日～土曜日 8:00～18:00)

06-6263-2585 (月曜日～金曜日 8:00～18:00)

080-8330-4550 (上記時間以外)

・堺市文化観光局文化部文化課 072-228-7143 (月曜日～金曜日 9:00～17:30)

・堺市建築都市局建築部建築課 072-228-7427 (月曜日～金曜日 9:00～17:30)

5. 担当部署、施工業者

- 事業担当課 堺市文化観光局文化部文化課
- 工事担当課 堺市建築都市局建築部建築課、設備課
- 施工業者 大成建設株式会社関西支店

6. 工事作業日

- 月曜日から土曜日とします。
- 祝祭日等については、建設機械(除く クレーン車・高所作業車・フォークリフト)を用いない作業や建物内での作業を行う場合がございます。その際には、**事前に自治会を通じてお知らせいたします。**

7. 工事作業時間

- 工事通勤車両は、敷地内での駐車を原則とし、入場は**午前7:00から**とします。
- 工事車両（10t車以上の車両）の入場及び出場につきましては、**午前8:30から午後5:30まで**とします。
- 工事準備は**午前7:30から**とし、後片付けは**午後6:30まで**とします。
- 実作業時間については、**午前8:00から午後6:00まで**とします。
- コンクリート打設や、打設後の押え等の途中で中断できない作業並びに台風等の災害対策に必要な作業は、上記時間外も継続させていただく場合があります。

7. 工事作業時間

- 工事の都合上やむを得ない事由により、**上記時間外に工事を行う必要が生じたときや、工事車両の入場及び出場の必要が生じたときは、事前に自治会を通じてお知らせいたします。**
- 昼休みについては、**原則午後0:00から午後1:00まで**とします。コンクリート打設作業等、途中で中断できない作業につきましては、**継続させていただく場合があります。**
- 幹線道路(国道310号)においては、**夜間に作業をする場合があります。**作業時間は、**午後9:00から午前5:00まで**となります。

8. 夜間工事、交通規制の事前周知

- 夜間工事、交通規制等を行う場合は、工事の**2週間前まで**にお知らせいたします。

9. 工事周知

- 2ヶ月間の工事工程を、**2週間毎(毎月1日と15日)**に現場に掲示するとともに自治会を通じてお知らせいたします。

10. 工事安全対策

(安全巡視員の配置、位置図参照)

- 工事車両については、南側(国道310号)の出入口と、新設する西側(市道 翁橋3号線)の出入口より進入します。
- 工事の進捗に伴い、北側の出入口からも進入します。

10. 工事安全対策

(安全巡視員の配置、位置図参照)

- 南側の車両出入り時には、出入口に安全巡視員を配置します。(安全巡視員2名、午前7:00から)
- 西側や北側の出入口から車両出を出入りさせる時には、出入口に安全巡視員を2名配置します。
- 各出入口のゲートには、カーブミラーを各2箇所設置します。

11. 工事車両管理

- 全工事車両については、当工事の関係工事車両であることを、**車両前部に掲示します。**
- 工事車両は、**入場待ちの待機をしません。**
- 工事車両の**不要なアイドリングはしません。**

12. 工事の騒音・振動等の対策

- 工事用車両、建設機械や資機材については、**敷地内で駐車、保管**します。
- 騒音振動対策のため、建設機械は**低振動低騒音型**を使用します。

13. 施工時のマナー

- 工事施工箇所周辺の周辺については、就業後に清掃を行う等、**環境美化に努めます。**
- 工事施工箇所周辺の環境や風紀を乱さないように、**工事関係者へ周知徹底**します。
- 敷地内に喫煙指定場所を定め、それ以外では**全面禁煙**にします。

14. 違反時の対応

- 本文書に明らかに違反する行為がある場合は、工事を一時休止し、速やかに事実確認を行うとともに、再発防止に向けた改善内容を自治会に報告し、再発防止に努めます。工事の再開は、自治会と協議した上で行います。
- 尚、地元への報告及びお知らせにつきましては、自治会を通じて行います。

15. 位置図

